

議案甲第1号

2023年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会において多久市内全児童のボランティアスタッフとしての参加を推進する条例

第1条（目的） ※決まり事を何のためにつくるか

2023年に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会では、弓道競技とボルダリング競技が多久市内で行われる。

大会期間中には全国から、出場する選手や大会運営に関わる人、そして応援の人など、多くの人全国から多久市に訪れる。

市外から多久市に来られるすべての人に、多久市の魅力を十分に味わってもらえるよう、おもてなしをし、多久市がもっとにぎやかで元気溢れる市になるよう、まずは多久市内全児童を対象に、大会開催時にボランティアスタッフとして活躍できる人になるために、この条例を制定する。

第2条（定義） ※この条例にでてくる言葉の説明

この条例において、言葉の意味は次に書いてあるとおりとする。

- (1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 日本で毎年開催されるスポーツ大会
- (2) 全児童 多久市内の義務教育学校前期課程に通うすべての児童
- (3) 市民 多久市に住んでいる人と、多久市内の仕事場に通う人
- (4) 学校 多久市内にある義務教育学校前期課程
- (5) 保護者 多久市内の義務教育学校前期課程に通う児童の保護者

第3条（保護者の責務） ※保護者が守らなければいけないこと

- (1) 保護者は自分の子どもが国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会にボランティアスタッフとして全力で参加するようにしなければならない。

- (2) 保護者は自分の子どもがこの条例に協力的ではなかった場合、速^{すみ}やかに学校に報告しなければならない。

第4条（市民の責務） ※多久市民.全員で守らなければならないこと

- (1) 市民は国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会にボランティアスタッフとして参加する多久市内全児童を指導^{しどう}およびサポートするよう努^{つと}めなければならない。

第5条（学校の責務） ※学校で先生が守らなければならないこと

- (1) 学校は学校内や市内において、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、児童が行うボランティアの計画をしっかりと立てなければならない。
- (2) 学校は条例に非協力的な児童に対して、30日間毎日漢字5ページの課題を与えなければならない。
- (3) 学校は児童に対し国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会において、優秀なボランティアスタッフを表

彰し、特典を与えなければならない。

(4) 上記の事は学校長の責任で行わなければならない。

第6条（期間）

(1) この条例の期間は2019年4月1日から2023年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会終了までとする。